

2-1 関係者・関係機関への連絡

児童生徒の保護者あるいは職員から「麻しんまたは麻しんの疑い」と連絡を受けた場合は、以下の関係者・関係機関と迅速に連絡をとる。

- a. 学校の設置者
- b. 学校医等
- c. 所管の保健所あるいは保健センター

2-2 感染拡大防止策

2-1の関係者・関係機関との連携のもと、感染拡大の防止に向けた対応をすぐに開始する。学校保健法において学校の休業（以下、閉鎖という）は学校の設置者が行うこととされており、学校の設置者を中心に必要な情報を収集する必要がある。また、学校及びその設置者は、学校としての対応の決定に際して、地域の麻しんの拡大の防止に参画する姿勢で、所管の保健所あるいは保健センターの実施する積極的疫学的調査（下図参照）に積極的に協力するとともに情報収集に努めることが求められている。

